

令和6年（ワ）第30739号 法廷警察権行使に対する国家賠償請求事件

原告 鈴木賢 ほか2名

被告 国

当事者尋問申出書

(原告鈴木賢)

令和8年1月20日

東京地方裁判所 民事第17部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士（主任）

亀石 倫子



同

水野 泰孝



同

井桁 大介



同

太田 こもも



同

加藤 雄太郎



同

谷口 太規



同

戸田 善恭



原告らは、下記のとおり、原告鈴木の当事者尋問の申し出を行います。

記

第1 人証の表示

〒

東京都新宿区

原告 鈴木賢（同行・主尋問予定時間30分）

第2 立証事項

- ①原告鈴木にとって、レインボー柄を身に着ける行為は、憲法13条に基づき尊重されるアイデンティティであり、法的保護に値するものであること。
- ②原告鈴木は、本件靴下のレインボー柄を隠すことを、裁判所職員を介して裁判長上田から命令されたといえること。また、これに従わなければ入廷が拒否されることを、裁判所職員を介して裁判長上田から警告されたといえること。
- ③本件靴下の着用により法廷内又はこれに近接した場所において喧噪が生じる可能性は、皆無であったこと。

第3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第4 尋問の必要性

原告鈴木にとってレインボー柄を身に着ける行為は自らのアイデンティティであり、法的保護に値するものであることについて、被告は争っている。原告鈴木にとってのレインボー柄のもつ意味については、原告鈴木本人以外に直接的に立証し得る証拠方法は存在しないから、唯一の証拠方法である原告鈴木の当事者尋問を通して立証を尽くす機会が与えられる必要がある（立証事項①）。なお、唯一の証拠方法

を取り調べる必要があることについて、最高裁昭和53年3月23日判決・集民123号283頁)。

また、原告鈴木が、裁判長上田の命令によって本件靴下のレインボー柄を強制的に隠させられたこと、及び当該命令に従わなければ入廷を禁じる警告の趣旨が含まれていたことについて、被告は争っている。本件レインボー柄排除命令をめぐる一連の経緯については、原告鈴木本人以外に直接的に立証し得る証拠方法は存在しないから、唯一の証拠方法である原告鈴木の当事者尋問を通して立証を尽くす機会が与えられる必要がある(立証事項②)。

さらに、本件福岡地裁判決期日においてレインボー柄を身に着けたとしても、法廷内又はこれに近接した場所において喧噪が生じる可能性は皆無であったことについて、被告は争っている。本件福岡地裁判決期日における状況、及び、同性婚訴訟をめぐる期日の状況について、原告鈴木の当事者尋問を通して立証を尽くす機会が与えられる必要がある(立証事項③)。

以 上

別紙

尋 問 事 項

原告 鈴木賢

- 1 原告鈴木は、長年にわたり性的マイノリティの権利保障のための取組み、運動、研究等をしてきたこと
- 2 原告鈴木にとって、レインボー柄を身に着けることの意義
- 3 本件福岡地裁判決期日を傍聴するにあたり本件靴下を着用した理由
- 4 裁判所の職員から、本件靴下のレインボー柄を隠すよう求められた際の具体的なやり取り
- 5 原告鈴木が「同性婚訴訟」を傍聴してきた際のレインボー柄の規制の有無等
- 6 その他本件に関する事項全般

以 上

令和6年（ワ）第30739号 法廷警察権行使に対する国家賠償請求事件

原告 鈴木賢 ほか2名

被告 国

当事者尋問申出書

(原告清水一人)

令和8年1月20日

東京地方裁判所 民事第17部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士（主任）

亀石 倫子



同

水野 泰孝



同

井桁 大介



同

太田 こもも



同

加藤 雄太郎



同

谷口 太規



同

戸田 善恭



原告らは、下記のとおり、原告清水の当事者尋問の申し出を行います。

記

第 1 人証の表示

〒

静岡県

原告 清水一人（同行・主尋問予定時間 30 分）

第 2 立証事項

- ①原告清水にとって、本件バッジ、及び、本件パーカーを身に着ける行為は、それぞれ憲法 13 条に基づき尊重されるアイデンティティであり、法的保護に値するものであること。
- ②原告清水は、本件バッジを外すこと及び本件パーカーの文字を隠すことを、土屋管理官を介して裁判長國井から命令されたといえること。また、これに従わなければ入廷が拒否されることを、土屋管理官を介して裁判長國井から警告されたといえること。
- ③本件バッジ及び本件パーカーの着用により法廷内又はこれに近接した場所において喧噪が生じる可能性は、皆無であったこと。

第 3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第 4 尋問の必要性

原告清水にとって本件バッジ及び本件パーカーを身に着ける行為は自らのアイデンティティであり、法的保護に値するものであることについて、被告は争っている。原告清水におけるこれらのもつ意味については、原告清水本人以外に直接的に立証

し得る証拠方法は存在しないから、唯一の証拠方法である原告清水の当事者尋問を通して立証を尽くす機会が与えられる必要がある（立証事項①。なお、唯一の証拠方法を取り調べる必要があることについて、最高裁昭和53年3月23日判決・集民123号283頁）。

また、原告清水が、裁判長國井の命令によって本件バッジを強制的に外させられたこと及び本件パーカーの文字を強制的に隠させられたこと、並びにこれらの命令・処置に従わなければ入廷を禁じる警告の趣旨が含まれていたことについて、被告は争っている。本件バッジ排除命令（清水）及び本件パーカー文字排除処置をめぐる一連の経緯については、原告清水本人以外に直接的に立証し得る証拠方法は存在しないから、唯一の証拠方法である原告清水の当事者尋問を通して立証を尽くす機会が与えられる必要がある（立証事項②）。

さらに、本件再審公判第14回期日において本件バッジ及び本件パーカーを身につけたとしても、法廷内又はこれに近接した場所において喧噪が生じる可能性は皆無であったことについて、被告は争っている。同期日における状況、及び、本件再審公判をめぐる期日の状況について、原告清水の当事者尋問を通して立証を尽くす機会が与えられる必要がある（立証事項③）。

以上

別紙

尋 問 事 項

原告 清水一人

- 1 原告清水は、長年にわたり、袴田巖氏の支援活動を続けてきたこと
- 2 本件バッジは原告清水がデザインしたものであること、及び、原告清水にとって本件バッジを身に着けることの意義
- 3 原告清水にとって、本件パーカーを身に着けることの意義
- 4 土屋管理官から、本件バッジを外し、本件パーカーの文字を隠すよう求められた際の具体的なやり取り
- 5 本件再審公判を通して行われた傍聴人に対する規制等
- 6 その他本件に関する事項全般

以 上

令和6年（ワ）第30739号 法廷警察権行使に対する国家賠償請求事件

原告 鈴木賢 ほか2名

被告 国

当事者尋問申出書

(原告小川秀世)

令和8年1月20日

東京地方裁判所 民事第17部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士（主任）

亀石 倫子

同

水野 泰孝

同

井桁 大介

同

太田 こもも

同

加藤 雄太郎

同

谷口 太規

同

戸田 善恭

原告らは、下記のとおり、原告小川の当事者尋問の申し出を行います。

記

第 1 人証の表示

〒

静岡県

原告 小川秀世（同行・主尋問予定時間 30分）

第 2 立証事項

- ① 原告小川にとって、本件バッジを身に着ける行為は、憲法 13 条に基づき尊重されるアイデンティティであり、法的保護に値するものであるとともに、袴田巖氏の弁護活動の一環であり、弁護権の一内容であること。
- ②原告小川は、本件バッジを身に着けないことを、裁判長國井から命令されたといえること。また、これに従わなければ次回期日における入廷が拒否されることを、裁判長國井から警告されたといえること。
- ③本件バッジの着用により法廷内又はこれに近接した場所において喧噪が生じる可能性は、皆無であったこと。

第 3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第 4 尋問の必要性

原告小川にとって本件バッジを身に着ける行為は自らのアイデンティティであり、法的保護に値するものであること、及び当該行為は袴田巖氏の弁護活動の一環であり、弁護権の一内容でもあることについて、被告は争っている。原告小川にとってこのことのもつ意味については、原告小川本人以外に直接的に立証し得る証拠方法

は存在しないから、唯一の証拠方法である原告小川の当事者尋問を通して立証を尽くす機会が与えられる必要がある（立証事項①。なお、唯一の証拠方法を取り調べる必要があることについて、最高裁昭和53年3月23日判決・集民123号283頁）。

また、原告小川が、本件再審公判第15回期日及び判決言渡期日において本件バッジを身に着けることができなかったことは裁判長國井に命令されたためであること、並びに当該命令に従わなければ当該期日における入廷を禁じる警告の趣旨が含まれていたことについて、被告は争っている。本件バッジ排除命令（小川）をめぐる一連の経緯については、原告小川本人以外に直接的に立証し得る証拠方法は存在しないから、唯一の証拠方法である原告小川の当事者尋問を通して立証を尽くす機会が与えられる必要がある（立証事項②）。

さらに、本件再審公判第15回期日及び判決言渡期日において本件バッジを身に着けたとしても、法廷内又はこれに近接した場所において喧噪が生じる可能性は皆無であったことについて、被告は争っている。同期日における状況、及び、本件再審公判をめぐる期日の状況について、原告小川の当事者尋問を通して立証を尽くす機会が与えられる必要がある（立証事項③）。

以 上

別紙

尋 問 事 項

原告 小川秀世

- 1 原告小川は、長年にわたり、袴田巖氏の弁護活動を続けてきたこと
- 2 原告小川にとって本件バッジを身に着けることの意義
- 3 裁判長國井から、本件バッジの着用を認めないとされた際の具体的なやり取り
- 4 本件再審公判を通して行われた弁護人や傍聴人に対する規制等
- 5 その他本件に関する事項全般

以 上

令和6年（ワ）第30739号 法廷警察権行使に対する国家賠償請求事件

原告 鈴木賢 ほか2名

被告 国

証人尋問申出書
(裁判官上田洋幸)

令和8年1月20日

東京地方裁判所 民事第17部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士（主任）

亀石 倫子



同

水野 泰孝



同

井桁 大介



同

太田 こもも



同

加藤 雄太郎



同

谷口 太規



同

戸田 善恭



原告らは、下記のとおり、裁判長上田の証人尋問の申し出を行います。

記

第1 人証の表示

〒100-8933

東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京高等裁判所内

証人 上田洋幸（呼出し・主尋問予定時間30分）

第2 立証事項

- ①裁判長上田は、裁判所職員を通して、傍聴人がレインボー柄を身に着けることを一切認めない対応を取るよう包括的に指示していたこと（原告鈴木が本件靴下のレインボー柄を隠させられたことは、裁判所職員を介して裁判長上田から命令されたためであるといえること。また、原告鈴木は、これに従わなければ入廷が拒否されることを、裁判所職員を介して裁判長上田から警告されたといえること）。
- ②裁判長上田は、本件靴下の着用により、法廷内又はこれに近接した場所において喧噪が生じる可能性について、何ら検討をしていないこと。

第3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第4 尋問の必要性

原告鈴木が、裁判長上田の命令によって本件靴下のレインボー柄を強制的に隠させられたこと、及び当該命令に従わなければ入廷を禁じる警告の趣旨が含まれていたことについて、被告は争っている。本件レインボー柄排除命令をめぐる一連の経緯に関して、特に裁判長上田としての認識（強制性の認識等）については、裁判長

上田以外に直接的に立証し得る証拠方法は存在しないから、唯一の証拠方法である裁判長上田の証人尋問を行う必要がある（立証事項①。なお、唯一の証拠方法を取り調べる必要があることについて、最高裁昭和53年3月23日判決・集民123号283頁）。

また、本件福岡地裁判決期日においてレインボー柄を身に着けたとしても、法廷内又はこれに近接した場所において喧嘩が生じる可能性は皆無であったことについて、被告は争っている。特に裁判長上田がこの可能性を検討すらしてないことに関しては、裁判長上田以外に直接的に立証し得る証拠方法は存在しないから、唯一の証拠方法である裁判長上田の証人尋問を行う必要がある（立証事項②）。

以上

別紙

尋 問 事 項

証人 上田洋幸

- 1 本件福岡地裁判決期日に際し、裁判長上田が、レインボー柄の規制に関して、裁判所職員に対して指示した内容
- 2 裁判長上田が上記1の指示をした理由
- 3 本件福岡地裁判決期日に際し、裁判長上田が、レインボー柄の規制をなすにあたり、法廷内又はこれに近接した場所において喧噪が生じる可能性を検討したか否か、検討したとすればその具体的内容
- 4 その他本件に関する事項全般

以 上

令和6年（ワ）第30739号 法廷警察権行使に対する国家賠償請求事件

原告 鈴木賢 ほか2名

被告 国

証人尋問申出書
(裁判官國井恒志)

令和8年1月20日

東京地方裁判所 民事第17部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士（主任）

亀石 倫子



同

水野 泰孝



同

井桁 大介



同

太田 こもも



同

加藤 雄太郎



同

谷口 太規



同

戸田 善恭



原告らは、下記のとおり、裁判長國井の証人尋問の申し出を行います。

記

第1 人証の表示

〒100-8933

東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京高等裁判所内

証人 國井恒志（呼出し・主尋問予定時間30分）

第2 立証事項

- ①裁判長國井は、土屋管理官を通して、傍聴人が袴田事件に関連する物を着用することを一切認めない対応を取るよう包括的に指示していたこと（原告清水が本件バッジを外させられたこと、及び、本件パーカーの文字を隠させられたことは、土屋管理官を介して裁判長國井から命令されたためであるといえること。また、原告清水は、これに従わなければ入廷が拒否されることを、土屋管理官を介して裁判長國井から警告されたといえること）。
- ②裁判長國井は、原告小川を含む袴田巖氏の弁護士等に対し、本件バッジを着用することは一切認めないとの対応をとったこと（原告小川が本件バッジを着用することができなかったことは、裁判長國井から命令されたためであるといえること。また、原告小川は、これに従わなければ期日に臨むことができないことを、裁判長國井から警告されたといえること）。
- ③裁判長國井は、傍聴人が本件バッジを着用したり本件パーカーを身に付けたりすることにより、また、弁護士が本件バッジを着用することにより、法廷内又はこれに近接した場所において喧噪が生じる可能性について、何ら検討をしていないこと。

第3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第4 尋問の必要性

原告清水が、裁判長國井の命令によって本件バッジを強制的に外させられたこと及び本件パーカーの文字を強制的に隠させられたこと、並びにこれらの命令・処置に従わなければ入廷を禁じる警告の趣旨が含まれていたことについて、被告は争っている。裁判長國井が袴田巖氏に関連する物を身に着けることを一切認めないとの対応を取っていたことに関して、特に裁判長國井としての認識（強制性の認識等）については、裁判長國井以外に直接的に立証し得る証拠方法は存在しないから、唯一の証拠方法である裁判長國井の証人尋問を行う必要がある（立証事項①）。なお、唯一の証拠方法を取り調べる必要があることについて、最高裁昭和53年3月23日判決・集民123号283頁）。

また、原告小川が、本件再審公判第15回期日及び判決言渡期日において本件バッジを身に着けることができなかったことは裁判長國井に命令されたためであること、並びに当該命令に従わなければ当該期日における入廷を禁じる警告の趣旨が含まれていたことについて、被告は争っている。この経緯に関して、特に裁判長國井としての認識（強制性の認識等）については、裁判長國井以外に直接的に立証し得る証拠方法は存在しないから、唯一の証拠方法である裁判長國井の証人尋問を行う必要がある（立証事項②）。

さらに、本件再審公判第14回期日において傍聴人が本件バッジを着用し本件パーカーを身に着けたとしても、あるいは、第15回期日及び判決言渡期日において弁護人が本件バッジを身に着けたとしても、法廷内又はこれに近接した場所において喧噪が生じる可能性は皆無であったことについて、被告は争っている。特に裁判長國井がこの可能性を検討すらしてないことに関しては、裁判長國井以外に直接的に立証し得る証拠方法は存在しないから、唯一の証拠方法である裁判長國井の証人尋問を行う必要がある（立証事項③）。

以上

別紙

尋 問 事 項

証人 國井恒志

- 1 本件再審公判第14回期日に際し、及び、本件再審公判を通して、裁判長國井が、袴田巖氏に関連する物を身に着けることの規制に関して、裁判所職員に対して指示した内容
- 2 裁判長國井が上記1の指示をした理由
- 3 本件再審公判第14回期日の席上、及び、第14回期日から第15回期日まで
の間に、原告小川に対して、本件バッジを身に着けることを認めない旨の対応
を取った経緯
- 4 裁判長國井が上記3の対応を取った理由
- 5 裁判長國井は、袴田巖氏に関連する物の規制をなすにあたり、法廷内又はこれ
に近接した場所において喧噪が生じる可能性を検討したか否か、検討したとす
ればその具体的内容
- 6 その他本件に関する事項全般

以 上

令和6年（ワ）第30739号 法廷警察権行使に対する国家賠償請求事件

原告 鈴木賢 ほか2名

被告 国

証人尋問申出書
(訟廷管理官土屋)

令和8年1月20日

東京地方裁判所 民事第17部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士（主任）

亀石 倫子



同

水野 泰孝



同

井桁 大介



同

太田 こもも



同

加藤 雄太郎



同

谷口 太規



同

戸田 善恭



原告らは、下記のとおり、土屋管理官の証人尋問の申し出を行います。

記

第1 人証の表示

〒420-0853

静岡県静岡市葵区追手町10-80

静岡地方裁判所内

証人 土屋 (呼出し・主尋問予定時間30分)

第2 立証事項

- ①土屋管理官は、國井裁判長の指示を受けて、傍聴人が袴田事件に関連する物を身に着けることを一切認めないとの対応を取っていたこと（原告清水が本件バッジを外させられたこと、及び、本件パーカーの文字を隠させられたことは、土屋管理官を介して裁判長國井から命令されたためであるといえること。また、原告清水は、これに従わなければ入廷が拒否されることを、土屋管理官を介して裁判長國井から警告されたといえること）。
- ②土屋管理官は、傍聴人が本件バッジを着用したり本件パーカーを身に付けたりすることにより、法廷内又はこれに近接した場所において喧噪が生じる可能性について、何ら検討をしていないこと。

第3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第4 尋問の必要性

原告清水が、裁判長國井の命令によって本件バッジを強制的に外させられたこと及び本件パーカーの文字を強制的に隠させられたこと、並びにこれらの命令・処置

に従わなければ入廷を禁じる警告の趣旨が含まれていたことについて、被告は争っている。土屋管理官が裁判長國井からの指示を受けて袴田巖氏に関連する物を身に着けることを一切認めないとの対応を取っていたことに関して、土屋管理官が裁判長國井から具体的にどのような指示を受けて、どのような判断のもと、原告清水に対応したかについて、土屋管理官の証人尋問を行う必要がある（立証事項①）。特に土屋管理官の判断内容については、土屋管理官以外に直接的に立証し得る証拠方法は存在しないから、唯一の証拠方法である土屋管理官の証人尋問は必須である（最高裁昭和53年3月23日判決・集民123号283頁）。

また、本件再審公判第14回期日において傍聴人が本件バッジを着用し本件パーカーを身に着けたとしても、法廷内又はこれに近接した場所において喧噪が生じる可能性は皆無であったことについて、被告は争っている。特に土屋管理官がこの可能性を検討すらしてないことに関しては、土屋管理官以外に直接的に立証し得る証拠方法は存在しないから、唯一の証拠方法である土屋管理官の証人尋問を行う必要がある（立証事項②）。

以 上

別紙

尋 問 事 項

証人 土屋義嗣

- 1 本件再審公判第14回期日に際し、及び、本件再審公判を通して、裁判長國井が、袴田巖氏に関連する物を身に着けることの規制に関して、土屋管理官を含む裁判所職員に対して指示した内容
- 2 土屋管理官が上記1の指示の理由として聴取した内容
- 3 土屋管理官は、袴田巖氏に関連する物の規制をなすにあたり、法廷内又はこれに近接した場所において喧噪が生じる可能性を検討したか否か、検討したとすればその具体的内容
- 4 その他本件に関する事項全般

以 上